

八戸市公民館条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正の理由

八戸市立南郷公民館において、利用者がエアコンを使用した際に、使用料を徴収できるようにするため使用料に冷房料を加えるものである。

2. 改正の内容

条例別表第2の3の表備考第1項中「暖房料」の次に「、冷房料」を加える。

改正前	改正後
1 暖房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。	1 暖房料、 <u>冷房料</u> 及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。

3. 施行期日

令和8年7月1日

【参考】

冷房料(予定) 1台 1時間 130 円(他の地区公民館と同額)

※令和8年6月八戸市教育委員会定例会で「八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議案提出予定。

市指定文化財八戸藩日記の指定解除について

1. 解除事由

令和 8 年 4 月 8 日に八戸藩日記が県重宝に指定されたことに伴い、県・市の二重指定状態を避けるため、市指定を解除する。

なお、指定解除に当たっては、八戸市文化財保護条例第 10 条第 4 号および同第 11 条に基づき、教育委員会が八戸市文化財審議委員に文化財指定解除を諮問する必要がある。

2. 経緯

- 平成 10 年 1 月 14 日 市指定
- 令和 5 年 12 月 26 日 県教委による現地調査①
及び所有者の意思確認
- 令和 7 年 3 月 14 日 県教委による現地調査②
- 令和 7 年 10 月 29 日 県教委による現地調査③
- 令和 8 年 1 月 26 日 所有者から申請書提出
- 令和 8 年 3 月 13 日 県文化財審議会で答申
- 令和 8 年 3 月 25 日 県教委定例会で議決
- 令和 8 年 4 月 8 日 県報告示により県重宝指定



3. 文化財の概要

- | | |
|----------|---|
| ア 種 別 | 県重宝（歴史史料） |
| イ 名称及び員数 | 八戸藩日記 613 冊（市指定時の 530 冊に、焼損や虫損のものを追加） |
| ウ 所 有 者 | 八戸市（管理者：八戸市立図書館） |
| エ 所在の場所 | 八戸市大字糠塚字下道 2 番地 1 |
| オ 内 容 | 八戸藩庁の部署で日常的に書き留められた業務日誌。八戸城内で作成された「目付所日記」「勘定所日記」「用人所日記」、江戸上屋敷（麻布市兵衛町＜港区六本木＞）で作成された「江戸用人所日記」の 4 種類がある。 |
- (1) 目付所日記：藩士の任免、賞罰などの人事、領内の治安維持、裁判、産業経済の事情、領民の訴願の処理、事件事故、年中行事など。
 - (2) 勘定所日記：勘定所所属者の任免、年貢諸役などの財政問題、各種営業許可と入札、生産物と商取引、産業経済裁判、年中行事など。
 - (3) 用人所日記：藩主側近の日記。藩主の動向、身辺の金銭・物品の保管出納、武具の保管、年中行事など。
 - (4) 江戸用人所日記：江戸での藩主側近の日記。幕府・諸藩との関係など。

4. 県指定の事由

藩政初期から明治初年まで、藩内の政治、経済、社会、宗教、その他にわたり、あらゆる出来事を記録したものであり、特に領内の人口統計や惣馬改総数などを始め、凶作、飢饉、百姓一揆等にも内容が及んでいる。藩領であった現在の八戸市を中心として階上町、南部町、岩手県久慈市、洋野町、軽米町、葛巻町、紫波町の一部にまたがる江戸時代の八戸藩の歴史を究明する上で、第一級の歴史史料である。